

待機児童・子ども支援対策調査 特別委員会報告資料

令和2年3月16日

報告事項件名	頁
1 足立区立学童保育室条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	2
2 足立区学童保育室整備計画の策定について・・・・・・・・・・	4

(地域のちから推進部)

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会報告資料

令和2年3月16日

件名	足立区立学童保育室条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>令和2年度から、一部の学童保育室において新たに特別延長保育を実施するため、下記のとおり、足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正理由 新たに特別延長保育を実施することに伴い、実施施設の「名称・所在地」を設定する必要があるため。</p> <p>2 改正内容 別紙1・新旧対照表のとおり</p> <p>3 概要 (1) 令和2年度から特別延長保育を実施する学童保育室 ア つぼみ学童保育室（西新井第二小学校内の新規開設） イ 大谷田谷中学童保育室（大谷田谷中住区センター内） ウ すばる学童保育室（大谷田谷中住区センター内） (2) 特別延長保育時間 ・ 午前8時～午前8時30分（学校休業日のみ） ・ 午後6時～午後7時（保護者の迎えが必要） (3) 利用料金 一人月額3,000円（生活保護世帯は減額制度あり）</p> <p>4 施行年月日 令和2年4月1日</p> <p>5 その他 上記以外に民設学童保育室2か所（令和2年度新設の「桑の実千住あけぼの」「桑の実ひとつや」）においても特別延長保育を実施する（令和2年度は民設学童保育室を含め、104か所中、計36か所で特別延長保育を実施）。</p>
問題点 今後の方針	<p>学童保育室の特別延長保育について、地域間で大きな偏りが出ないようにバランスを考慮したうえで、需要が多く見込まれる地区において実施していく。</p>

足立区立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後																						
<p>○足立区立学童保育室条例施行規則 昭和51年3月31日規則第14号 第1条～第20条 (省略)</p> <p>別表 (第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立せきや学童保育室</td> <td>足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立新田学園学童保育室</td> <td>足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内	(省略)		足立区立新田学園学童保育室	足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内	<p>○足立区立学童保育室条例施行規則 昭和51年3月31日規則第14号 第1条～第20条 (現行のとおり)</p> <p>別表 (第2条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区立せきや学童保育室</td> <td>足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内</td> </tr> <tr> <td>(現行のとおり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足立区立新田学園学童保育室</td> <td>足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内</td> </tr> <tr> <td>足立区立つぼみ学童保育室</td> <td>足立区西新井四丁目34番1号 西新井第二小学校内</td> </tr> <tr> <td>足立区立大谷田谷中学童保育室</td> <td>足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内</td> </tr> <tr> <td>足立区立すばる学童保育室</td> <td>足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和2年 月 日規則第 号)</u> <u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	名称	所在地	足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内	(現行のとおり)		足立区立新田学園学童保育室	足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内	足立区立つぼみ学童保育室	足立区西新井四丁目34番1号 西新井第二小学校内	足立区立大谷田谷中学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内	足立区立すばる学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内
名称	所在地																						
足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内																						
(省略)																							
足立区立新田学園学童保育室	足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内																						
名称	所在地																						
足立区立せきや学童保育室	足立区千住関屋町16番1号 千寿第八小学校内																						
(現行のとおり)																							
足立区立新田学園学童保育室	足立区新田三丁目34番2号 新田学園第一校舎内																						
足立区立つぼみ学童保育室	足立区西新井四丁目34番1号 西新井第二小学校内																						
足立区立大谷田谷中学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内																						
足立区立すばる学童保育室	足立区大谷田四丁目16番6号 大谷田谷中住区センター内																						

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会報告資料

令和2年3月16日

件名	足立区学童保育室整備計画の策定について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内容	<p>学童保育室の待機児童解消に向けて、「足立区学童保育室整備計画」（別添資料）を策定したので報告する。</p> <p>1 「足立区学童保育室整備計画」の位置づけについて 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」中の「新・足立区放課後子ども総合プラン」における待機児童解消策を実施するための個別計画とする。 計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間。</p> <p>2 策定の考え方 (1) 地域内の需給アンバランス解消のため、区内を33地区に細分化して、それぞれの需要見込数等を算出のうえ整備する。 (2) 年間約700人の退室者は、特に夏休み明け頃の8～9月に多いことから、9月末での需給状況を捉えて整備していく。 ただし、小学1、2年生については、4月1日時点で原則全員の入室をめざす。他の入室できなかった児童には、安全安心な居場所として「ランドセルで児童館」や「あだち放課後子ども教室」の利用を促す。</p> <p>3 学童保育室整備の手法 (1) 小学校の改築等の際に、校内に設置することを基本とする。 これが困難な場合で待機児童数が多い地区には、民設の誘致も検討する。 (2) 増室・増員は、令和2年4月開設分を含めて、今後5年間で15室520名程度を見込んでいる。 (3) 学童保育室の需要数が受入可能数を大きく下回り、今後、需要数が上昇しない場合に、定員や配置の見直しを行っていく（小学校内の学童保育室を除く）。</p>
問題点 今後の方針	本計画策定後も、「足立区人口推計」や直近の開発動向、申請状況等の実績を踏まえながら、毎年見直しを行っていく。